

「広報あいずみ」広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、藍住町広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、藍住町（以下「町」という。）が作成する広報あいずみ（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広報紙に掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならぬため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(掲載規格及び掲載位置)

第3条 掲載する広告は、1枠が縦60mm×横90mmとする。掲載しようとする枠数は1枠、2枠、4枠、6枠を使用して掲載することができる。

- 2 広告の掲載位置は、広報紙中最終欄記事下段とする。
- 3 いずれもカラー刷とする。

(掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠1回18,000円（消費税を含む。）とする。

(広告掲載回数)

第5条 広告の掲載回数は1回単位とし、最大12回とする。ただし、年度を超えることはできない。

(広告掲載枠)

第6条 広告掲載枠は、1回8枠とし、年間96枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、掲載要綱第6条第1項の規定により募集するものとする。ただし、広告掲載希望者が希望枠に満たないときは、町長は企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込者（以下「申込者」という。）は、「広報あいずみ」広告掲載申込書（様式第1号）を町長が定める期限までに、掲載しようとする原稿（案）等を添えて、直接申し込むものとする。ただし、町税の滞納がある場合は、申込者となることはできない。

(掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定する広告掲載の申込みがあったときは、掲載要綱第4条に規定する藍住町広告審査委員会の決定により、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は掲載申込みのあった広告が広報紙上の広告枠の数を超える場合は、掲載要綱第9条に規定する順序により掲載する広告を決定する。
- 3 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、広告掲載料の高いものを優先とし、広告掲載料が同額の場合は掲載希望月の多いものを優先するものとする。
- 4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。
- 5 町長は、申込者に対し、その決定の内容を「広報あいずみ」広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿をデジタルデータで提出するものとする。

(広告内容)

第12条 広告の内容は、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例及び規則等に違反するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 求人広告に類するもの
- (5) 印刷物等の使用・発行目的に支障を来すもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 町が推奨しているような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (11) その他町長が適切でないとしたもの

(広告内容の変更)

第13条 町長は広告の内容及びデザイン等が前項の規定によるものでないときは、広告主に対し、広告内容の変更を求めることができる。

- 2 広告主が掲載している広告内容に変更があったときは、指定期日までに届け出なければならない。
- 3 前項の規定により提出された広告の変更内容が軽微な場合には、審査会の開催をせず、掲載の決定をすることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は次に掲げる者に該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないとしたとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責めによらない理由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広報紙に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

3 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

この要領は平成19年1月1日から施行し、平成19年4月号広報から実施する。

附 則

この要領は平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要領は平成20年1月1日から施行し、平成20年4月号広報から実施する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要領は令和4年2月10日から施行する。